



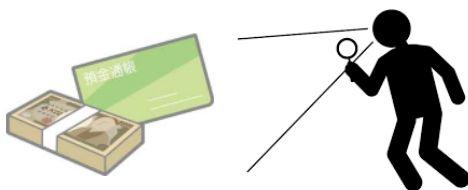
相続税の調査状況について

国税庁が発表した平成 27 事務年度
※1の相続税調査の報告です。

相続税の実地調査件数は 11,935 件
でした。(平成 26 事務年度は 12,406
件) そのうち実地調査において申告漏
れを指摘された件数は 9,761 件でし
た。(平成 26 事務年度は 10,151 件)
相続税の調査自体は年々少なくなって
おりますが、調査をしたうちの約
81.8%は申告漏れがあったことにな
ります。

※1 事務年度とは法人税、消費税及び源泉所
得税の事務を実施するために設けた年度のこ
とです。期間は 7 月 1 日から翌年の 6 月 30
日までとなります。

申告漏れ財産の内訳を見ますと①現
金預金等が最も多く 1,036 億円で非
違のあった財産のうち 35.2%を占め
ました。(平成 26 事務年度は 1,158
億円) 続いて②土地が 410 億円で
13.9% (平成 26 事務年度は 414 億
円)、③有価証券が 364 億円で 12.4%
(平成 26 事務年度は 490 億円)の順
となっております。



ではなぜ、現金預金の申告漏れを指
摘される方が多いのでしょうか。

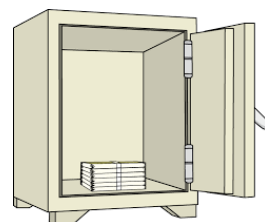
調査において申告漏れを指摘される
のが最も多い資産は名義預金です。名
義預金とは、親や祖父母であるお亡く
なりになった方(被相続人)が、子や
孫の名義を使用して預金口座を作成し、
その口座に預金を貯めているものです。

預金の名義が被相続人ではなく子や
孫だった場合、被相続人の名義ではな
いために、気が付かず相続財産に含め
ずに相続税の申告をしてしまうケース
が多くあります。

被相続人は、自分の子や孫の将来の
為に学費や生活費に充ててほしいと願
い、仮に生きていたのであればいつで
も贈与の意思で積み立て、時が来れば
渡したかったものなのかもしれません。

しかし、一方では相続税の租税回避
の目的のために資産の一部を子や孫の
名義を借りて預金を分散しておけば、
相続があった際に相続財産として見つ
からないことを期待して名義人には黙
って名義を使用して、被相続人がその
預金口座を管理し使用していた可能性
もあります。

税務署側としては後者の考えに基づ
いて名義預金は相続財産として申告す
るように指摘して課税します。



◆名義預金の争点

贈与された預金口座であるか、名義預金になるかの判断は、贈与した方（被相続人である贈与者）と贈与を受けた方（受贈者）との間の双方で贈与された事実の認識があるかないかに因ります。

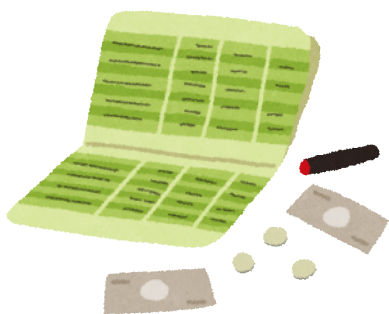
受贈者が全く贈与の事実を知らず預金口座が出来ていたものであれば名義預金となり、被相続人からの相続財産として申告します。

贈与された預金口座が受贈者の財産としていつでも贈与者が自由に使えるものであれば既に贈与されたものとなります。

被相続人が預金通帳を管理している場合は名義預金として取り扱われます。複数の子や孫名義の預金通帳の登録印全てが同じ印鑑だった時などは真っ先に名義預金として疑われるのもこの為です。

既に贈与された預金であることを税務署に理解させるには預金口座に登録した印鑑は受贈者が管理することです。受贈者が日常使用している印鑑であれば贈与された証拠の一つになります。

また贈与があったことを客観的な証拠として残しておく方法としては贈与の意思を交わした契約書等を残しておくことでも贈与の証明となります。



◆相続前3年加算と無申告贈与の確認

過去に贈与された認識があり自由に使えるものであれば受贈者は贈与を受けたとして贈与税の申告をします。（年110万円以内の贈与であれば暦年贈与の控除があり、贈与税の申告義務は無く贈与税もかかりません。）

相続開始以前3年間で行われた贈与財産については相続税の税金計算において贈与された財産の額を加算して相続税を計算し申告納付します。その際、既に贈与税の申告があり納付した贈与税は納付すべき相続税から控除します。

◆過去に贈与された財産の申告漏れ

贈与を受けた事実は認識していますが、贈与税の申告を忘れていた場合もあるかと思います。贈与された預金を申告しなかった場合、相続税の調査が入ればいずれわかります。調査では、過去5年程度の預金通帳の動きは確認しますから突合によって贈与の申告漏れ又は名義預金の有無を指摘されます。では税務調査が無ければ申告しなくても見つからないと思う方もいるでしょう。税務署は銀行に過去の動きを確認する権限を持っている為、相続が発生した場合、税務署は無申告贈与財産と名義預金による相続税の申告漏れは把握できると思ってください。また今後はマイナンバーも利用されてさらに見逃しは無くなると思われれます。

◆手元现金の申告も忘れずに

また相続直前に通帳より引き出した現金は相続財産に含まれます。慌てて引き出して残高を減らしても相続財産から除かれるわけではありません。相続人の債務の支払いに使用したのであれば控除しますので引き出した理由を証明できるように領収書を必ず取っておきましょう。

（担当 山本 修）